

## 令和6年度第3回熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会議事録

### 【日時】

令和6年（2024年）11月28日（木） 13:30~15:00

### 【場所】

熊本市役所 4階モニタ一室

### 【出席委員（五十音順・敬称略）】

伊藤 良高 堅島 陽子 古賀 倫嗣 鳥崎 一郎 永田 賢正  
野口 志津子 樋口 務 塘林 敬規 水田 博志 八塚 夏樹  
金澤 知徳

(以上11名)

### 【欠席委員（五十音順・敬称略）】

細西 恭代 原 清美

(以上2名)

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ (資料1) 【概要版】第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)
- ・ (資料2) 【本文】第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)

### 【議事】

- ・ 事務局報告
- ・ 意見聴取

### 【傍聴者】

なし

議事進行：古賀会長

○事務局報告

- ・的場健康福祉政策課長から「（資料１）【概要版】第５次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）」に沿って説明。

○意見聴取

古賀会長 (質疑応答)	事務局から第５次地域福祉計画の素案についての報告があったが、委員の皆様、ご意見やご質問等あればご発言頂きたい。
鳥崎委員	素案の本文６８ページ（概要版で１３ページ）について生活困窮者自立相談支援事業の主な連携・協力団体として熊本市社会福祉協議会が記載されているが、熊本市生活自立支援センターの業務委託先は今年度から別の団体になったと記憶している。それにも関わらず、熊本市社会福祉協議会が主な連携・協力団体となっているのは何故なのか。
田島主任主事	熊本市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業が、熊本市生活自立支援センターの事業と密接に関係するものであることから、主な連携・協力団体として熊本市社会福祉協議会を記載させて頂いている。
鳥崎委員	もう１点、民生委員協力員等による活動支援について、委嘱状を持たない協力員という存在は一体どういう立場なのか、どのような仕事ができるのか、どの情報なら共有していいのか、など課題があると思っている。その辺りの対策については今後熊本市でまとめていく、ということだろうか。
的場課長	現在、他都市の例も参考にしながら民生委員児童委員協議会とも調整をしているところである。身分については民生委員児童委員活動の補助者として熊本市から委嘱された者という立場になると思う。ただ、個人情報取扱いについては慎重にしなければならないということで、業務の範囲を個人情報の取扱いが無い部分に限定する、サロンの活動の補助をしてもらう、訪問活動の一部を担当してもらう、など調整が必要だと考えている。また、活動費についても金額等含め検討しているところであり来年度に向けて熊本市として制度を整えて支援を行う予定である。
古賀会長	この民生委員児童委員については私も事前に事務局と相談しながら進めているが、これは非常に大きな柱になるものだと考えている。協力員制度についても今後協議の中で内容を詰めていく予定であり、２０２７年の中間見直しの時までにはある程度形の整った支援サポート体制を作ってもらえるよう私からも願います。

野口委員	<p>民生委員の充足率を100%にするという大きな目標を掲げて頂き嬉しく思うが、現実的には難しい点多々あると思う。協力員制度というものもあると思うが、そういった肩書や役職関係なく地域の中で人づくりをしよう、と周囲に理解を求めるならばやはり情報の共有・発信が非常に重要だと思う。熊本市ではすでにLINEやICTを使った情報発信を実施しているかと思うので、この福祉の分野においても積極的にICTの活用を進めていくことで若い人達の参加にも繋げていって頂きたい。</p> <p>またもう1点、事業別に役割分担を表にまとめて頂いてとても分かりやすいと思う。責任の所在地も明確になるので良いと思うが、民生委員児童委員が関わっている事業の欄に丸印がない項目もあるようなので、今後事務局と協議会ですり合わせをしてこの表を充実させて頂きたいと思う。</p>
古賀会長	<p>そういう風に仰って頂けるととても心強い。この表を作成するにあたって地域団体や地域住民の欄に丸印がなかなかつけられない、という事情がある。事業の中心的な位置にいなくてもサポート的な位置にいる団体とは今後相談しながら表に盛り込んでいけるように進めて頂きたいと思う。</p>
堅島委員	<p>学校や放課後デイサービスの親の会などに訪問して知的障害・発達障害について啓発活動を行っているが、なかなか理解を得られない現状がある。学校教育でも、障がいの軽い子は通常学級に入れるが、重度の子は通常学級に入ることもできないなど、先生の不足という問題もあると思うが一緒に教育というのは現実的には難しいのかなと思う。国も地域に帰れという方針を出しているものの、支援してくれる民生委員児童委員の方やヘルパーさんがそもそも不足している状況なので、そういった人達を育てるという意味でも学校等での障がい者理解のための啓発活動を充実させていきたいが難しい状態となっている。</p> <p>それと成年後見制度について、私の団体でも弁護士の方や他の方に後見人としてついてもらうとお金の出し入れ等で不便が多いと感じる方が多いようで、国の方針が変わるまで待つ、遺言書の書き方だけ勉強するといった状況になっている。制度を推進して頂けるのはありがたいが、現状では国の方針が変わるまで待っていよう、という態勢である。</p> <p>また、余談になるがコロナが終わって、学校のお祭りや子ども食堂などのイベントが開催されるようになり、民生委員児童委員や地域包括支援センターの方々、区役所職員、農家の方々など様々な人が和気あいあいと楽しんでいて、とても良い活動だと思った。今後もそういったイベントが継続して開催されていくと良いと思う。</p>

古賀会長	<p>ありがとうございます。前段の学校等で啓発活動について難しいと仰っていた件についてももう少し具体的にお聞きしたい。</p>
堅島委員	<p>私の子どもが小学校入学の頃までは、知的障がいのある子が特殊学級に在籍したら育成会の会員になることが当たり前の団体で、先生方が母親と子どもの中に立って母親達を応援するために作られた団体だった。しかし今ははっきりとした理由は分からないが、団体として学校に入ることが出来なくなっている。色々な団体があり、一つの団体だけが入ると不公平と思われたと聞いている。また、障がいのことを間違えて伝えてもらったら困る、という学校側の事情があるのかは分からないが、啓発活動ということでも無ければ学校に入ることが出来ない。</p> <p>福祉課や教育委員会とも毎年話し合いはしているが、団体として学校に入れて頂くことは難しい。全国的な啓発活動や市の出前講座の活動もしており、夏休みの先生方の勉強会にも、障がいへの理解のため、今後でも呼んでいただきたいと思っている。</p>
金澤委員	<p>今日の資料について事前に目を通してきたが、この計画は非常に幅広い範囲の計画であり地域の抱える多くの課題の中で計画を組み立てているのだと感じている。地域包括支援センターの活動でも時々感じるが、担当校区の中だけでも様々な人の営みがある。民生委員児童委員の方々、その地域に住んでいるの方々、地域の中で仕事をされている方々など、地域という目で見ると様々な立場の方がいる。仕事、立場、年齢層等問わず、地域に貢献する機会を作っていくことで喜びや安心を分かち合うことができる、気持ちが繋がっていくような街を作ることが大事だと思う。</p> <p>そのために必要なことは、表にも記載があるが“誰が参加するのか”という整理の仕方であると思う。何となく地域住民が主体的にやってみましょう、ではなく、その地域に住んでいる方々、仕事をしている方々を福祉系の業務に携わっている方や看護師の方など地域のつながりの大事さをよく分かっている・地域の中の相談相手になれるような方々と引き合わせるような仕組みを作っていくと良いと思う。それは地域包括支援センターの役割でもあると思うが、熊本市でも計画の中で検討しているのかお聞きしたい。</p>
的場課長	<p>庁内でも地域における連携の重要性については意見が出ており、計画策定の中で反映させていく予定である。現時点でも熊本市役所の中の保健師や社会福祉士といった専門職の職員が地域に足を運んで相談に乗る事業を実施しているが、今後はさらに広がりを持った連携が取れるような施策を検討課題として取り扱っていかねばと思う。</p>

<p>金澤委員</p>	<p>高齢の方と接触が多く、地域づくりを主体的に行うとなると負担に感じるという意見を聞くことがある。例えば、通いの場という観点から考えると福祉施設、医療機関、老人保健施設など職員の方々と地域の方々が一緒になって活動をする事が出来る場が地域には沢山ある。それにも関わらず、地域の方々にとって通いの場といえば公民館やコミセンというイメージで捉えてしまっている。その辺りを地域の町内会長や自治会の方々と調整して、夜間のみ、日曜日のみといった形もいいので通いの場として用意しておく負担を減らせると思う。また、場所だけでなく、人という観点でも先程話に出たICT活用についてデータ管理等を苦も無く出来る人が地域にいれば、その方に協力して頂くことで解決できる可能性もある。そういう風に、地域の中にあるものを総動員して計画を進めていく、繋げていくということが円滑に出来れば良いと思う。具体的な繋ぎ方について枠を決めないで広げていけるような施策を取りまとめ頂きたい。</p>
<p>森川副課長</p>	<p>先日、民生委員児童委員の委嘱の件で商工会を訪問してきたが、商工会に所属している自営業の方の中には地域の活動に興味がある方が沢山おられるというお話を伺った。そういう方々にぜひ民生委員児童委員になって頂けるよう、自治会長に繋げて頂けるように依頼をさせて頂いたところである。</p> <p>意欲のある方を民生委員児童委員という立場と繋ぐ取り組みは地域の活性化を目指す上で、今後も継続して実施していきたいと思っている。</p>
<p>古賀会長</p>	<p>金澤委員のご発言については具体的に文字起こしの方が良いと思う。概要版7ページのつながり支え合える人づくり、この出発点の中に少し皆で支え合うような仕組み、関わりを作ろうという話だったと思う。そういう意味で、例えば基本方針Ⅰの3段落目に「校区内で働く人、とりわけ保健福祉に関わる人などとの交流を通じて」というような文言を加えるなど、さらに主語が誰かというところを明確にしていくとパブリックコメントに進みやすくなるかと思うのでぜひご検討頂きたい。</p>
<p>的場課長</p>	<p>我々も地域の方々と話し合いをするときなど、医療機関の会議室や福祉施設の中で打ち合わせをすることがある。そういった場所を地域に開かれた場所としてボランティアや関わりの中で活用して頂くことで、その活動を通して地域のつながりが醸成されていく、と。これは非常に重要なご指摘だと思うので、例えば取組6の地域住民の交流の場の確保という項目の中でテキストとして落とし込んでいく、といった方向で検討させて頂きたい。</p>

古賀会長	<p>事業名で落とし込むのは難しいと思うので、基本方針のところを文言を追記するという方が柔軟な表現となって良いと思う。また、地域づくりではよく使われるが、“ひと・もの・こと（ば）の活用”などといった言葉を使うとイメージが少し膨らむかと思う。</p>
的場課長	<p>古賀会長と金澤委員のご意見のとおり、基本方針Ⅰのところを文言追加を検討させて頂ければと思う。</p>
古賀会長	<p>よく考えると4つある基本方針の中でこの基本方針Ⅰが一番の肝だと思う。ここをしっかりと詰めていくことで広がり生まれると思うので一緒に考えていけたらと思う。</p>
塘林委員	<p>資料2の86ページ、熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについてというところでお尋ねしたい。1点目は「熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に関して、これは内閣府も恐らく今後同様の孤独孤立対策を行うかと思うが、内閣府の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに登録すれば、熊本市のプラットフォームでも登録したことになるのか。2点目は、令和4年に設置したと記載があるが現時点でどれくらいの登録件数があるのか分かれば教えて頂きたい。3点目は、この熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に参加されている方はいわゆる社会福祉局の方々かと思うが、孤独孤立対策を行っていく場合は恐らく地域市民生活課や、住宅政策課といった他の課に入頂かないと解決していかないのでは、と思っている。住宅セーフティネット法が平成27年に改正されて居住支援法人という制度が出来たことは皆様ご存じかと思うが、その居住支援法人の出来た経緯というのはどちらかという国の、国土交通省住宅局の施策から始まった形になっている。そして令和7年以降は恐らく厚生労働省の社会・援護局と連携を図っていくという指針が出ていたかと思うので、この計画が令和7年から7年間の計画ということなら、そのことについても計画に入れていけたらいいかと思う。</p> <p>また、居住支援法人には3つの大きな役割があり1つ目は保証人が見つからない方々への保証の受付、2つ目は家を借りられない方と不動産会社に伴走型で立ち会ってアパート等を借りる手助けをすること、3つ目が一番重要だが、実際にアパート等を借りている方々の見守り支援、地域に参画されている方々のサポートをしていく活動、これらが居住支援法人の役割として挙がっている。こういった役割もこの地域福祉計画には必要かと思う。熊本県で居住支援法人の指定を受けているのは熊本市社会福祉協議会をはじめ20か所あり、熊本市内であれば各種団体、不動産会社、宅建協会や賃貸協会が多いがやはりその孤独・孤立支援対</p>

	<p>策はこういったところと連携を図ることで出来上がっていくのかなと思う。</p>
森川副課長	<p>まずご質問頂いた件について、熊本市では令和3年度から樋口委員の所属されている団体が立ち上げた火の国会議という孤独孤立対策に関する勉強会に参加させて頂いている。その中で、連携の必要性を強く認識し、国の地方版プラットフォームを推進する事業を利用して令和4年度に熊本市として18の団体と共同して独自にプラットフォームを立ち上げている。現在の登録団体数も18であり、この数に関しては今後拡充していきたいと考えており、今年度も国のプラットフォーム推進事業の認定を受けることができたのでリソース調査を実施することでさらに事業の拡充を目指していく予定である。</p>
的場課長	<p>登録団体数を拡充するためにリソース調査を実施しており、もし入りたいという団体がおられるなら、ぜひ前向きに検討させて頂く。また、居住支援法人の話についてはご指摘のとおりかと思う。今年4月に施行された地域協議会というものもあり、プラットフォームの拡充とも並行して事務局機能などの庁内体制の拡充も実施していく予定である。その中には住宅政策部門にも入って頂いて、総合的な孤独・孤立対策に繋げていけたらと思う。</p>
市社協 米森部長	<p>先程話に出ていたが、熊本市社会福祉協議会では住宅確保要配慮者支援事業というものを行っている。この事業を大きく分けると身元保証、滞納家賃保証、現状回復保証、死後事務保証という4つの事業に分かれている。また、地域居住支援事業ということで、生活困窮者の方、住まいを無くす恐れがある方や住み替えが必要な方に対して公営住宅の窓口や、地域共通支援法人と連携して住宅確保に関する支援を行っている。この住宅確保要配慮者支援事業では現在約70件の契約を結んでいる状況である。</p>
樋口委員	<p>官民連携について熊本市から回答があったとおりだが、その成り立ちというのは災害時の要配慮者というところからのスタートとなっている。今回の計画の中でも災害の教訓を踏まえて、と謳っていてこれは全国的にも珍しく、やはり災害を経験した熊本ならではの取組が書かれているかと思う。そこで質問だが、熊本市で現在実施している避難行動要支援者制度に関するヒアリング調査について、最終的に避難行動要支援者名簿を作成するかと思うが完成はいつ頃になりそうかお聞きしたい。</p>
的場課長	<p>避難行動要支援者制度については、令和7年度から災害時要援護者避難支援制度を災害対策法に基づいてできた避難行動要支援者制度に統合する形で一本化をしようと地域説明会などを実施している。情報提供に関</p>

	<p>しての同意の確認を取るために現在、対象者の約4万人に対してアンケートを送付しており、その回答締切が年明け、年度内に名簿を調整して、令和7年の夏前頃に配布を開始するという予定で動いている。ただ、あくまで予定なので、新しい名簿が届くまでは今の災害時要援護者支援制度の名簿でご対応頂くことになるかと思う。</p>
<p>堅島委員</p>	<p>要援護者の制度の中で団体の会員にも登録を呼びかけているが、熊本地震の時に民生委員児童委員の方々が大変な思いをしたことや、津波のときに救助に向かった民生委員児童委員が事故に遭ってしまった、という話もあるのでそこをどう対応していくのかきちんと検討して頂きたい。また、登録してくださった会員の方へ違う方の書類が届くといった過去の事例もあるのでそういった事務処理ミスが無いようにして頂きたい。</p> <p>福祉避難所についても、空きのない施設での受け入れは非常に困難であること、支援学校のように元々在籍している児童生徒がいるような場所を福祉避難所として扱うことが果たして適当なのか、という意見もある。元からいた人に関しては良いが、災害時に福祉避難所だから良いよねと地域の方々が荷物を持って来られたときは受け入れざるを得ないことになる。助け合っていないといけないとは思いますが、現場では大変な思いをする部分がどうしても発生してしまう。それから、8050問題ですが、親の介護の手続きで訪問した際に、障がい者がいらっしゃるケースを聞くことがある。引きこもっている方々や軽度の方の支援が、もっと早めに福祉につながる方法があれば良いと思っている。近所の方は分かっているけど、本人からヘルプの申し出がなければ、手を差しのべることも出来ない。</p>
<p>的場課長</p>	<p>ご指摘頂いた件について、まず1つ目に関しては地域説明会でもお話しさせて頂いているが、希望者には個別避難計画を作ることになっており、その中で災害時に誰が要支援者を避難させるのか、誰が見守るのかということを書いて頂くようになっている。しかし、前提として自身とご家族の安全を守った上での話であり、あくまで平時の自助・共助を促す取り組みとして説明している。</p> <p>また、福祉避難所についてもご指摘のとおりかと思う。熊本市では190程の施設と協定によって福祉避難所としての協力体制を敷いているが、実際の運用では通常の避難所に避難して頂いた後に、保健師が施設に問い合わせをして空き状況と受け入れの可否を調整した後に開設・受け入れという流れにしている。ご指摘のとおり現場での課題も多々あるとは思いますが、制度としてどうしてもやらなければならないところでもあ</p>



	るので、どうかご理解頂きたい。
鳥崎委員	<p>前回、意見として申し上げた“誰がやるのか”というところをはっきりとまとめられていてとても良いと思う。その上で83ページの事業名等の欄について、他の項目は何々事業や何々推進といった表記となっているのに対して最後の2項目だけ市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカーという名詞が記載されている。ここは例えば市社会福祉会の何なのか、コミュニティソーシャルワーカーをどうするのか、というような端的な表現の事業名にはできないのか。</p>
的場課長	<p>庁内でも調整の上、取組や事業名に関して対応させて頂く。</p>
伊藤委員	<p>形式的な部分で、表紙の第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）とあるが、見た感じの印象が硬い。もっとやわらかな表現があった方がいいのではないかと思う。例えば、本文29ページの基本理念に示されていたような表現の方が分かりやすいし、やわらかい感じがして良いと思うのでぜひ検討して頂きたい。また、本文4ページにある柱建てのように、複数の事業や項目が出てくるところは、対象者別に事業を一覧化したものがあった方が見やすいと思う。描き方としては例えば出生前から高齢者までといった年齢層毎にそれぞれの時期における目的や事業の種類などをまとめて一瞥できるようなデザインがあると良い。</p> <p>また、様々なグラフが掲載されているが出典が示されているものとそうでないものがあるので、そこは統一して表記してほしい。27ページの重層構造の図についても、通常は逆の表現になるかと思うが、隣近所を周りが下から支えていくということはこの順番にすることであえて表現しているということならば、26ページの説明だけではなくもう少し図の見方について積極的に出した方が良い。</p> <p>他にも細かい部分で、5ページの熊本市社会福祉協議会についての記事の2段落目に“69年間にわたって”とあるがこの計画が出るのが令和7年3月なので、その時点での正確な数字を書いた方が良い。7ページ上部に「こども若者育成支援推進法」と「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年6月に改正された旨の記載があるが、改正した後の新しい法律名も併記した方が、廃止となった法律と現行の法律がはっきりと示されるので勘違いを防げると思う。“ひとり”の表記についても5ページでは漢字表記となっているが69ページでは1人となっていたりしているので表記の統一をした方が良い。</p>
古賀会長	<p>皆様ありがとうございました。では最後に私からも気になったところについて4点発言させて頂く。</p>

1点目は概要版4ページの現状と課題の記載について、今回のプランにはTSMC進出による外国籍の方の増加に伴い多文化共生の課題が重要になっていることを言葉にして入れる必要があると思う。図中に入れる必要まではないが、上部の文章の中に外国籍の方、という表現が正しいかは確認して頂いた上で追記してほしい。

2点目は概要版5ページの4行目、「持続可能な地域づくりを重要な視点として」の後に「地域住民一人一人の参画・協働に基づき、つながり支え合いの好循環」というように一番重要な主語は地域の主人公である地域住民の一人一人だということを明確にしておくと思う。

3点目は概要版14ページ、外国籍の方について一番大きな課題は取組12の要配慮者への災害時支援かと思うので、3行目の「要配慮者への災害時支援体制の充実に取り組みます」の後に「外国籍の方については～～で課題になっています」という書き込みをすると課題として頭出しをしているという表現になるので良いと思う。

最後に、全体に関わるところで今回の主体団体や協力団体の欄に学校を入れたいのは山々だが、それは難しいという現状がある。そこでお願いしたいのは、計画が出来た後に市長の挨拶文や熊本市社会協議会の挨拶文に「学校教育と福祉の連携協力」といった文言を入れて頂けると、この計画が全体としてそういう方向に向かっているということを伝えられるかと思うのでぜひご検討頂きたい、

それでは今回の素案について、皆様に頂いた意見も含めて今後パブリックコメントにかけていくと、ご了承頂けたということで本日の議事を終了する。

【議事終了】